

おうちでんき 料金表
[低圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SB パワー)

平成 30 年 7 月 1 日実施

SB パワー株式会社

おうちでんき 料金表 [低圧]

目 次

1	対象となるお客さま.....	1
2	料金表等の変更.....	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道電力エリアの場合の電気料金.....	2
	(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕.....	2
	(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕.....	3
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	2
	(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕.....	2
	(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕.....	3
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	3
	(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕.....	3
	(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕.....	4
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	4
	(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕.....	4
	(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕.....	5
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	5
	最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕.....	5
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕.....	6
10	四国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕.....	6
11	九州電力エリアの場合の電気料金.....	6
	(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕.....	6
	(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕.....	7
12	解約事務手数料.....	7
13	請求書発行手数料.....	7
14	おうち割でんきセットに係る特典.....	7
15	延滞利息.....	8
16	燃料費調整.....	8
17	その他.....	9
附	則.....	10

おうちでんき 料金表[低圧]

1 対象となるお客さま

このおうちでんき料金表[低圧]（以下「おうち料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款[低圧]（平成 30 年 7 月 1 日実施。以下「需給約款」といいます。）第 16 条（おうちでんき）が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、このおうち料金表を変更する場合には、需給約款第 2 条（需給約款の変更）を適用いたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このおうち料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のおうち料金表または需給約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

このおうち料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、
() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

- (1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	310 円 00 銭 (334 円 80 銭)
契約電流 15 アンペア	465 円 00 銭 (502 円 20 銭)
契約電流 20 アンペア	620 円 00 銭 (669 円 60 銭)
契約電流 30 アンペア	930 円 00 銭 (1,004 円 40 銭)
契約電流 40 アンペア	1,240 円 00 銭 (1,339 円 20 銭)
契約電流 50 アンペア	1,550 円 00 銭 (1,674 円 00 銭)
契約電流 60 アンペア	1,860 円 00 銭 (2,008 円 80 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 58 銭 (23 円 30 銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロ	27 円 24 銭 (29 円 41 銭)

ワット時につき	
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円59銭 (33円03銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	228円00銭 (246円24銭)
--------	-------------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯C相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	310円00銭 (334円80銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円58銭 (23円30銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	27円24銭 (29円41銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円59銭 (33円03銭)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯B相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	300円00銭 (324円00銭)
契約電流15アンペア	450円00銭 (486円00銭)
契約電流20アンペア	600円00銭 (648円00銭)
契約電流30アンペア	900円00銭 (972円00銭)
契約電流40アンペア	1,200円00銭 (1,296円00銭)
契約電流50アンペア	1,500円00銭 (1,620円00銭)
契約電流60アンペア	1,800円00銭 (1,944円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円05銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円80銭 (24円62銭)

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 36 銭 (28 円 46 銭)
----------------------------	-----------------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	238 円 00 銭 (257 円 04 銭)
---------	-------------------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	300 円 00 銭 (324 円 00 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 72 銭 (18 円 05 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 80 銭 (24 円 62 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 36 銭 (28 円 46 銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
契約電流 15 アンペア	390 円 00 銭 (421 円 20 銭)
契約電流 20 アンペア	520 円 00 銭 (561 円 60 銭)
契約電流 30 アンペア	780 円 00 銭 (842 円 40 銭)
契約電流 40 アンペア	1,040 円 00 銭 (1,123 円 20 銭)
契約電流 50 アンペア	1,300 円 00 銭 (1,404 円 00 銭)
契約電流 60 アンペア	1,560 円 00 銭 (1,684 円 80 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 90 銭 (19 円 33 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 84 銭 (25 円 74 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 52 銭 (29 円 72 銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	214 円 40 銭 (231 円 55 銭)
---------	-------------------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯C相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 90 銭 (19 円 33 銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 84 銭 (25 円 74 銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 52 銭 (29 円 72 銭)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯B相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
契約電流15アンペア	390 円 00 銭 (421 円 20 銭)
契約電流20アンペア	520 円 00 銭 (561 円 60 銭)
契約電流30アンペア	780 円 00 銭 (842 円 40 銭)
契約電流40アンペア	1,040 円 00 銭 (1,123 円 20 銭)
契約電流50アンペア	1,300 円 00 銭 (1,404 円 00 銭)
契約電流60アンペア	1,560 円 00 銭 (1,684 円 80 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 96 銭 (20 円 47 銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 99 銭 (24 円 82 銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25 円 64 銭 (27 円 69 銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表

1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	235 円 00 銭 (253 円 80 銭)
---------	-------------------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 96 銭 (20 円 47 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 99 銭 (24 円 82 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 64 銭 (27 円 69 銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

なお、平成 30 年 7 月 1 日以前の検針日または計量日から平成 30 年 7 月 1 日以降の最初の検針日の前日または最初の計量日の前日までに使用される電気には A 表を、平成 30 年 7 月の検針日または計量日以降に使用される電気には B 表を適用いたします。

[A 表]

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	303 円 38 銭 (327 円 65 銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 12 銭 (19 円 56 銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 01 銭 (25 円 93 銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 45 銭 (29 円 64 銭)

[B 表]

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310 円 02 銭 (334 円 82 銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 30 銭 (19 円 76 銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 23 銭 (25 円 08 銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 36 銭 (28 円 46 銭)

9 中国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306 円 70 銭 (331 円 23 銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 70 銭 (20 円 19 銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 72 銭 (26 円 69 銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 62 銭 (28 円 74 銭)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	374 円 00 銭 (403 円 92 銭)
電 力 量 料 金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 33 銭 (19 円 79 銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 29 銭 (26 円 23 銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 46 銭 (29 円 65 銭)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	270 円 00 銭 (291 円 60 銭)
契約電流 15 アンペア	405 円 00 銭 (437 円 40 銭)
契約電流 20 アンペア	540 円 00 銭 (583 円 20 銭)
契約電流 30 アンペア	810 円 00 銭 (874 円 80 銭)
契約電流 40 アンペア	1,080 円 00 銭 (1,166 円 40 銭)
契約電流 50 アンペア	1,350 円 00 銭 (1,458 円 00 銭)
契約電流 60 アンペア	1,620 円 00 銭 (1,749 円 60 銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 76 銭 (17 円 02 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	20 円 80 銭 (22 円 46 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 50 銭 (25 円 38 銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	286 円 73 銭 (309 円 66 銭)
---------	-------------------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯C相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭 (291 円 60 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 76 銭 (17 円 02 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 80 銭 (22 円 46 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 50 銭 (25 円 38 銭)

12 解約事務手数料

需給約款第 42 条（解約事務手数料の申受け）に該当する場合の解約事務手数料は、次の金額といたします。

1 需給契約につき	500 円 00 銭 (540 円 00 銭)
-----------	-------------------------

13 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該請求書発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

請求書 1 通につき	100 円 00 銭 (108 円 00 銭)
------------	-------------------------

14 おうち割でんきセット等に係る特典

おうち割でんきセット(M)の適用条件を満たすお客さま、またはワイモバイルのおうち割でんきセット(A)となるお客さまについては、ソフトバンク株式会社の携帯電話または固定通信サービス等の各回線の利用料金、またはワイモバイルの携帯電話等の通信サービスの各回線の利用料金（以下、総称して「割引対象回線」といいます。なお、ソフトバンク株式会社の通信サービスとワイモバイルとの割引対象回線の重複適用はいたしません。）から、1月につき次の金額を割引いたします。なお、当該割引の適用回線数は、おうちでんき 1 需給契約につき 10 回線までとし、1 需要場所内において 2 以上の需給契約がある場合には、重複した割引はいたしません。

割引対象回線 1 回線につき (最初の 2 年間)	100 円 00 銭 (108 円 00 銭)
割引対象回線 1 回線につき (3 年目以降)	50 円 00 銭 (54 円 00 銭)

なお、割引対象回線の契約名義が変更となった場合、割引対象回線の利用契約が解約となった場合および需給契約が消滅した場合等、ソフトバンク株式会社または媒介者が指定する場合には、おうち割でんきセット等に係る特典の対象とはいたしません。

15 延滞利息

需給約款第 25 条 (延滞利息) (2) に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{8}{108}$
-----	-----------------

16 燃料費調整

需給約款別表 2 (燃料費調整) における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格および上限価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

なお、関西エリアに限っては、平成 30 年 7 月 1 日以前の検針日または計量日から平成 30 年 7 月 1 日以降の最初の検針日の前日または最初の計量日の前日までに使用される電気には付表 A を、平成 30 年 7 月の検針日または計量日以降に使用される電気には付表 B を適用いたします。

[付表 A]

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1 キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
北海道電力 エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 3 厘	37,200 円	55,800 円
	$\beta = 0.7879$			
	$\gamma = 0.0000$			
東北電力エリア	$\alpha = 0.1152$	21 銭 7 厘	31,400 円	47,100 円
	$\beta = 0.2714$			
	$\gamma = 0.7386$			
東京電力エリア	$\alpha = 0.1970$	22 銭 8 厘	44,200 円	66,300 円
	$\beta = 0.4435$			
	$\gamma = 0.2512$			
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	22 銭 9 厘	45,900 円	68,900 円
	$\beta = 0.4792$			
	$\gamma = 0.4275$			
関西電力エリア	$\alpha = 0.0332$	19 銭 5 厘 (2 円 93 銭 2 厘)	25,500 円	38,300 円
	$\beta = 0.3786$			
	$\gamma = 0.6231$			

中国電力エリア	$\alpha = 0.1543$	24 銭 1 厘 (3 円 61 銭 3 厘)	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.1322$			
	$\gamma = 0.9761$			
四国電力エリア	$\alpha = 0.2104$	19 銭 2 厘 (2 円 11 銭 5 厘)	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.0541$			
	$\gamma = 1.0588$			
九州電力エリア	$\alpha = 0.1490$	17 銭 6 厘	33,500 円	50,300 円
	$\beta = 0.2575$			
	$\gamma = 0.7179$			

〔付表 B〕

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 2 厘 (2 円 43 銭 0 厘)	27,100 円	40,700 円
	$\beta = 0.3483$			
	$\gamma = 0.7227$			

17 その他

このおうち料金表において定義のない言葉の意味およびこのおうち料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

このおうち料金表は、平成 30 年 7 月 1 日から実施いたします。



平成 30 年 7 月 1 日



東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 馬 場 一
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕